

Re壁プロジェクトサポーター規約

制 定 2016年3月16日

最終改正 2020年1月31日

第1条（適用範囲）

本規約は、一般社団法人日本壁装協会（以下、「本協会」という。）が運営する次条記載のRe壁プロジェクトに関し、本協会とRe壁プロジェクトサポーター（以下、「Re壁サポーター」という。）との間で適用される。

2 本協会は、いつでも任意に本規約を改定することができる。

第2条（Re壁プロジェクト）

Re壁プロジェクトは、各種の調査、広報、広告宣伝活動等を通じて、一般消費者の間に潜在する壁紙張替え需要を喚起し、促進し、もって一般消費者の住空間に対する満足度を向上させ、また、壁装業界の発展に寄与することを目的として本協会が運営するプロジェクトをいう。

第3条（Re壁サポーターの資格）

Re壁サポーターは、Re壁プロジェクトの目的に則り、壁紙に関する情報の提供、一般消費者からの問い合わせ及び施工希望に対する対応、壁紙の販売、壁紙の張替え施工等を行う法人または個人で、本協会にRe壁サポーターとして登録された者をいう。

第4条（Re壁サポーターの登録）

Re壁サポーターとして登録を希望する者（以下、「申請者」という。）は、本協会に対し、本協会の指定する登録申請書を提出する。

2 本協会は、前項の登録申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、申請者をRe壁サポーターとして登録する。

3 登録申請書の内容に変更が生じた場合、申請者は、本協会に対して速やかに通知し、変更手続きを行わなければならない。

第5条（Re壁WEBサイト、Re壁ロゴマークの使用等）

Re壁サポーターは、本協会が運営するRe壁プロジェクトに関するWEBサイト（以下、「Re壁WEBサイト」という。）について、本協会が別途定めるRe壁WEBサイト利用規約を遵守することを条件として、これを利用することができる。ただし、Re壁WEBサイトにおいてRe壁サポーターの法人情報または個人事業主情報（以下、「会社情報等」という。）の登録を行うことは、第8条2項のRe壁サポーターだけができるものとする。

第6条（個別の取引についての責任）

R e壁プロジェクトの目的は、壁紙の張替え需要を喚起し、促進することにとどまり、R e壁プロジェクトが誘因となって発生したR e壁サポーターと消費者との個別の連絡、取引は、各R e壁サポーターの責任において行う。

- 2 R e壁サポーターと消費者との取引に関して、本協会は何らの義務、責任を負わない。

第7条（遵守事項）

R e壁サポーターは、次の各号を遵守する。

- ① R e壁プロジェクトに触発された消費者からの問い合わせに誠実に対応し、当該R e壁サポーターの業務の範囲内で消費者の要望に応じて、適正な見積もり、適切な材料の選択、信用ある施工会社の紹介その他の業務を責任をもって行うこと
- ② 消費者から壁紙の張替え施工を直接請け負う場合は、R e壁サポーターが自ら施工しまたは第三者に施工させるとを問わず、当該R e壁サポーターが責任をもって施工すること
- ③ 本規約、R e壁WEBサイト利用規約、その他関連規程を遵守し、本協会からの改善要請があったときはそれに従うこと
- ④ 建築基準法その他関係諸法令を遵守し、法令に違反する恐れのある行為をしないこと
- ⑤ 本協会または壁装業界の信用を毀損する行為をしないこと

第8条（登録料）

R e壁サポーターの登録料及び会費は、無償とする。

- 2 前項にかかわらず、R e壁WEBサイトにおいて会社情報等の登録を希望するR e壁サポーターについては、本協会に対し、本協会が指定する期限までに、登録料として金5千円（消費税別）を支払う。登録料は会社情報等の登録時に発生するものとし、R e壁サポーターの登録が更新されても発生しないものとする。
- 3 R e壁サポーターが本協会に支払った登録料は、理由の如何にかかわらず、返却しない。

第9条（登録の更新）

R e壁サポーターの登録の期間は毎年4月1日から翌年3月31日までを1年度とし、R e壁サポーターが本協会に対して毎年2月末日までに書面により登録を更新しない旨の申入れをしない限り、翌年度も自動的に更新される。

第10条（登録の抹消）

R e壁サポーターは、本協会に対し、本協会の指定する退会届を提出するこ

とにより、Re壁サポーターの登録を抹消することができる。

2 本協会は、Re壁サポーターが次の各号の一つに該当する場合には、当該Re壁サポーターの登録を抹消することができる。

- ① 死亡または解散したとき
- ② 第8条2項の登録料を指定の期限までに支払わないとき
- ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始を申立てまたはこれらの決定を受けたとき
- ④ 本協会に虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき
- ⑤ 本規約、Re壁WEBサイト利用規約、その他関連規程、または各種法令に違反したとき
- ⑥ 本協会の信用を毀損したとき
- ⑦ 暴力団等反社会的勢力に関与したと本協会が判断したとき
- ⑧ その他Re壁サポーターとして不適当と本協会が判断したとき

4 登録を抹消しまたは抹消されたRe壁サポーターは、直ちに、Re壁ロゴマーク等の会員専用ツールの使用を中止し、印刷したものについては廃棄し、及びRe壁WEBサイト利用規約に従って当該WEBサイトの利用を直ちに停止しなくてはならない。

第11条（Re壁プロジェクトの中止等）

本協会は、いつでも任意に、Re壁プロジェクトを中止しもしくは終了し、またはRe壁WEBサイト（コンテンツ及びロゴマーク等のツール類を含む）の内容を変更しもしくは廃止することができる。

第12条（免責）

本協会は、Re壁サポーターがRe壁プロジェクトに関連して行った行為により、Re壁サポーター自身または第三者に発生した損害について、一切の賠償責任を負わず、当該Re壁サポーターがその責を負うものとする。

2 本協会は、Re壁プロジェクトの中止もしくは終了、Re壁WEBサイト（コンテンツ及びロゴマーク等のツール類を含む）の変更もしくは廃止または本規約の変更により、Re壁サポーターに損害が生じたとしても、一切の賠償責任を負わない。

第13条（個人情報保護）

Re壁サポーターは、Re壁プロジェクトの利用に関連して知り得た個人情報の管理及び取扱いについて、本協会が別途定める個人情報保護規程にしたがって厳重に行う。

第14条（準拠法及び裁判管轄）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

第1条 本規約について疑義が生じた場合は、本協会Re壁プロジェクトWGで検討する。

第2条 本規約の改廃は、本協会理事会の議決による。

第3条 本規約は、2016年3月16日から効力を生じる。

第4条 本規約の改正は、2020年4月1日から効力を生じる。

第5条 前条の本規約改正の効力発生前までに本規約改正前の第3条のRe壁会員として登録された者は、本規約改正の効力発生後はRe壁サポーターとして登録される。

第6条 前条の本規約改正の効力発生前までに本規約改正前の第3条のRe壁会員として登録された者は、Re壁WEBサイトにおいて会社情報等の登録を希望する場合であっても、本規約改正後の第8条2項の登録料は発生しない。

第7条 本規約改正前の第8条1項及び2項により本規約改正の効力発生前までに発生したRe壁会員の会費については、従前のおりとする。